

社援保発0902第1号

令和6年9月2日

都道府県
各 指定都市 生活保護制度主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

（公 印 省 略）

子どもの進路選択支援事業の実施について

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）の一部が本年10月1日から施行されることに伴い、改正法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第55条の10に基づき、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）が創設されることになった。

ついては、子どもの進路選択支援事業の基本的事項等を下記のとおり定め、令和6年10月1日から実施することとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

- （1）生活保護世帯の子どもの大学等進学率が全世帯の進学率と比較して低い状況にある等、進学に向けた環境に課題を抱える場合が多く、貧困の連鎖を防止する観点から、大学等への進学を含む進路選択に向けた環境の改善を図ることは重要である。

- (2) また、生活保護受給中の子育て世帯の親は、自らの経験から教育への関心が高くないことや、周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいこと等の課題があることから、子どもへの支援だけではなく、保護者に対しても子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促していくことも必要である。
- (3) こうした支援は、法第 27 条の 2 に基づく相談及び助言としてケースワーカーが担っているが、ケースワーカーが子育て世帯へ家庭訪問を行う日中の時間帯では子どもとの接触が難しいことが多いことや、子どもの発達についての知識等が不足していることがある等の課題がある。
- (4) このため、生活保護世帯の子ども及び当該子どもの保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補い、支援の質の向上を図る観点から、進路選択等の教育分野の専門知識や経験を有する等の職員（以下「支援員」という。）を配置し、子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣等に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、また関係機関との連絡調整を行う取組として、子どもの進路選択支援事業（以下「本事業」という。）を新たに実施することとした。

2 対象世帯

子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている被保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯とする。なお、本事業は、子どもへの支援を中心に実施されることから、対象世帯に対して本事業への参加意向を確認する際には、子どもが意見を表明できる機会を設けること。

3 事業内容

本事業は、対象世帯に対する援助方針に基づき実施される支援であることから、支援員は対象世帯の担当ケースワーカーと連携し適切な役割分担のうえ、以下の(1)から(5)までに掲げる支援を対象世帯の状況に応じて実施する。なお、(4)関係機関との連絡調整については、他機関との関係性構築の初期段階では調整、折衝等が多くあることが想定されることから、まずは担当ケースワーカーが中心を行うことを基本とする。

(1) 進路選択に関する支援

子どもの意向を丁寧に聞き取り、進路選択に資する進学に必要な奨学金等の公的支援や就職に有利な資格、職場体験等に関する情報の提供や利用の助言を実施

(2) 学習・生活環境の改善に向けた支援

訪問により、自宅内での子どもの学習環境や学習方法を把握するとともに、必要に応じて改善に向けた助言を実施

保護者の子どもへの関わり方を確認し、学習・生活環境に関する保護者からの相談に応じるとともに、必要に応じて各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法等に関する助言を実施

(3) 居場所への参加支援

年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子どもに対し、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等への参加を通じ、自己有用感や社会性を醸成し、保護者以外の大人や他の子どもと接することを通じて、「コミュニケーション能力を身につけること等が期待できる「子どもの学習・生活支援事業」等居場所への参加支援を実施

(4) 関係機関との連絡調整

上記(1)から(3)までの支援を円滑に行うため、子どもの学習能力、学校における生活態度、親と学校の関わり方等の情報を把握することは有効であると考えられることから、学校等の管理職や進路指導主事等との連携や、他の学習支援事業等の事業実施者や支援機関等との情報交換、各種制度における訪問支援との合同自宅訪問に係る連絡調整を実施

(5) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

4 支援員の要件

支援員は、教員免許取得者、社会福祉士等の資格を有する者、進路選択等の教育分野の専門知識を有する者、子育て世帯への支援業務の経験を有する者等、本事業による支援を適切に行うことができる者であること。

5 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、対象世帯の様々な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定や各自治体における個人情報保護に関する条例に基づき適切に対応するとともに、本事業に関わる全ての職員に個人情報の適切な取扱いを徹底すること。また、本事業を委託する場合、受託者等にも守秘義務が課せられることを徹底すること。

(2) 進路の選択や支援内容等について、対象世帯内で様々な意見があり、支援員が調整する必要がある場合には、在籍する学校等と十分連携の上、各世帯員の理解が得られるよう、本事業による支援の意義等を丁寧に説明す

るとともに、保護者に対し、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう理解を求めること。

- (3) 子どもに対する性暴力防止を含めた安全性を確保する観点から、子どものみと面談を行う場合には、必要に応じて、密室を避けることや複数名で対応する等、十分に配慮すること。
- (4) 本事業は、対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することを原則とするが、支援の段階における子どもの心理状況等を踏まえたうえで、必要に応じて、情報通信機器を活用した手法により実施することも可能とする。